

環 廢 第 2 0 6 号
令和 5 年 5 月 12 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン
等の取扱いについて（通知）

このことについて、令和 5 年 5 月 1 日付け環循適発第 2305011 号、環循規発第 2305015 号、環循施発第 2305011 号により環境省環境再生・資源循環局適正処理推進課長、同廃棄物規制課長、同ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

ついては、令和 2 年 4 月 14 日付け環廢第 144 号の 3 「廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について（通知）」及び令和 2 年 5 月 13 日付け環廢第 182 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応について（通知）」の通知を廃止します。

貴会会員への周知について御配慮ください。

担 当 資源循環班、産業廃棄物班
電話番号 054-221-3349、2424